

前期シュタインの国家学における国際関係理論と自治理論

Zur Theorie über die internationale Beziehungen und die Selbstverwaltung in der Staatswissenschaft Steins

柴田隆行
Takayuki SHIBATA

第1節 国家学の外延と内包

ヘーゲル『法哲学綱要』の原文タイトルは、Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisseである。これについて加藤尚武氏はつぎのように述べている。「正式の表題は、『権利の哲学の基本線、すなわち自然権と国家学の要綱』である。ここでいう『権利』とは、主として『所有権』のことである。そこで『自然権』と『国家学』が張り合う形になる。これを『法の哲学の基本線——自然法と国家学の要綱』と訳すと、この書物が全体として自然法を基礎とする国家学という構造をもっているみたいな印象になる」⁽¹⁾、と。じっさいどちらなのかと問えば、Naturrecht und Staatswissenschaftは大学の既存の科目名を踏襲したにすぎず⁽²⁾、Naturrechtは「自然権」にしろ「自然法」にしろ本文には3箇所⁽³⁾、国家学も、ハラーの書名への言及を除くと、1箇所しにしか登場しないから、標題だけでは判断できない。

国家学に限定して言えば、ヘーゲルは本書の序文でみずからの国家学を定義し、「国家をひとつのそれ自身で理性的なものとして概念把握し叙述する試み」、「国家のあるべき姿ではなく、国家という人倫的宇宙が認識されるべき姿を国家に教える」ものとしている。国家学をこのように定義するのはもちろんヘーゲル独自のものである。国家学はプラトン以来政治学（ポリスの学）として理解されてきたが、近代になってこれを君主の官房が行う家政学としての官房学(Kameralistik)とする見方が一般的となった。さらに、国家学を官房学や広義の警察学(Polizeiwissenschaft)から切り離し、それをひとつの独自の学たらしめようとしたのはハラーであり、その方向をいっそう明確にしたのが、『国家事典』を編集したロテックであった⁽⁴⁾。ヘーゲルがハイデルベルク大学でNaturrecht und Staatswissenschaftという名称で講義をしたのは1817年から18年にかけての冬学期であるが、栗城壽夫氏の研究によると⁽⁵⁾、ロテックがフライブルク大学で「国家学」の講義を開いたのも同じ年の冬学期であった。その意味で、ヘーゲルの講義は、彼の著書の副題が大学の既存科目名を踏襲したにすぎないと言っても、それ自体が先駆的なものであった。国家学は、ほかにベルリン大学や

ライプツィヒ大学などでも開講されたが、いずれも法学部ではなく哲学部においてである。国家学(Staatswissenschaft)によく似た名称の国家理論(Staatslehre)は、1809年から10年の冬学期にベア⁶⁾がヴュルツブルク大学でおこなった講義が最初であるが、これは、19世紀後半以後一般的となる、国法や憲法論を扱うかつてのStaatsrechtからの名称変更によるものとは異なり、ひろく国家に関する諸学を扱うものであった。前述のロテックによるフライブルク大学での国家学講義に「ベアによる」という副題がつけられているのは、この意味である。したがって、ヘーゲル『法哲学綱要』の副題は、古い自然法に基づく古い国家学に対抗して、自由に基づく新しい自然権が、みずからの理念に基づく新しい国家学を構築するもの、と解釈したら折衷的すぎるであろうか。

シュタインが失業中に書いた「ドイツの大学での国家学の研究と講義の状況」⁷⁾は、1852年夏学期のドイツの各大学の講義要項を調査したレポートであるが、ここでシュタインは、国家学が官房学から出て国家生活の実践に踏み出してまだ日が浅く、ドイツの大学では若い分野であると認めている。その一方で、純粹に裁判官になるわけではない官僚はみな国家学を学ばなければならないと主張する。法学ならびに官房学専攻の学生が全国で6761名おり、各大学平均260名とすると、どれだけの国家学の需要があるかがわかるという。そして、パンデクテンと訴訟法が法学に属し、解剖学と病理学が医学に属すのに倣って、国家学に属する分野を挙げれば、そこには統計学、国民経済学、財政学、広義の警察学(行政学)、政治学、そして国家学百科が入るので、これらを数え合わせてドイツの大学の現状を調査すると、独自の国家学部があるのはテュービンゲン、ヴュルツブルク、ミュンヘン大学の3大学のみで、その他はみな哲学部に属することがわかったと言ひ、ウィーン大学やプラハ大学も含めて24大学の科目とその担当者の一覧表をつくっている。そして、講師が常時2名いる大学はボンとライプツィヒ、ブレスラウ、ヴュルツブルク、グレーツ、エアランゲン、キールであり⁸⁾、その他の大学ではひとりで全領域を担当しなければならないと報告している。

ここで注目したいのは、国家学と呼ばれる学問の外延である。ここに具体的に挙げられた科目名称を、シュタインの『国家学体系』既刊分と照らし合わせてみると⁹⁾、警察学=行政学だけが含まれていないことがわかる。逆に言えば、シュタインの国家学体系の未刊部分は広義の行政学であることがわかる。同時にまた、既刊のシュタイン『国家学体系』の内容を当時の大学の講義科目に落としてみると、こんどは、そこに社会理論ないし社会学が見あたらないことがわかる。ドイツで社会学の講義がおこなわれるのは19紀末のことである。シュタインがドイツ社会学の先駆者と言われるゆえんである。だが、ヘーゲルの『法哲学綱要』全体を、その副題のひとつである「国家学」と見なすことができるとすれば、ヘーゲルの国家学にはすでに市民社会論が、国家とは独立に、含まれていることがわかる。さらに注目すべきことは、ヘーゲルの「国家学」では国際関係論が大きな位置を占めている点である。プラトンやアリストテレスはともかくとして、ハラー『一般国家学ハンドブック(*Handbuch der allgemeinen Staatenkunde*, Winterthur 1808)] やロテック『一般国家理論教本(*Lehrbuch der allgemeinen Staatslehre*, Stuttgart 1830)]、あるいはツァハリエ『国家についての40の書(*Vierzig Bücher vom Staate*, Heidelberg 1829)] にも、さらにずっとのちの1920年のイェリネク『一般国家学(*Allgemeine Staatslehre*. 3.Aufl., Berlin 1920)] でも、国際関係論は見あ

たらない。シュタインの『国家学体系』は第2巻の途中までしか書かれていないが、公刊された他の著作から推測するに、未刊部分は行政学と財政学、軍制論、女性論であり、行政学に警察学や衛生学、教育学、教育行政学等が含まれるが、外交論や国際関係論は見られない。全8巻の大著『行政理論』第2版の内容も、政府、自治体、社団、人口、公衆衛生制度、保安制度、教育制度である。たしかに、1865年の『行政理論』第1巻「執行権理論」の副題に「イギリス、フランス、ドイツの法状態との比較で」とあり、基本的な概念とその説明で3国の事例が提示されていたり、76年の『ドイツの法学と国家学の現在と未来』の末尾に「ヨーロッパの法生活と学問」という章があり、そこでヨーロッパ各国の事情が述べられているが、そのことと国家学体系に外交論や国際関係論を位置づけることとは問題が異なる。1885年に陸奥宗光がウィーンでシュタインから個人授業を受けた際の記録⁽¹⁰⁾には、国家行政の一部門として「外交部門」という章が設けられ、一定の講義がなされており、また87年に海江田信義を相手におこなった講義でも、「外交事務」についての講義があり、さらに質問に答えて、列国形勢総論、列国巡回の心得といった講義も行われているが⁽¹¹⁾、これらは日本人聴講者からの要請によるものか、あるいはシュタインの特別の配慮によるものかはわからないが、いずれにせよ、他の著作には見られない展開である。

国家学とはこういうものだと言え、それまでのことではあるが、それならば、「自然法（権）と国家学」という副題をもつヘーゲルの『法哲学綱要』はどうか。そこでは、抽象的法＝権利、道徳、人倫という3部構成のうち、人倫で家族と市民社会と国家が論じられ、国家は国内法、対外法、世界史という構成である。すなわち、ヘーゲルの国家論では国際関係論がその3分の2を占めている。これはむしろ時代的に見て例外かもしれないが、注目すべきことである。というのも、国際化時代、グローバル時代と言われる現代に生きるわれわれにとって、国家論ないし国家学が国際関係論を含むか否かは重大な問題だからである。

だが、ほんとうにシュタインの国家学体系に国際関係論はないのであろうか。シュタインの主たる学問的関心は比較法学にあったし、いわゆるシュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題でも、シュタインはこれを一貫してヨーロッパ全体の問題として論じ、また、その前提のもとで実践活動をおこなっていた⁽¹²⁾。1873年以降10年にわたっての、ブリュッセルで設立された国際法研究所(Institut de Droit International)の所員としての活動もある。さらに、「ドイツとスカンジナビア連合」(1850年)、「ロシア展望」(同年)、「アメリカ移住」(54年)、クリミア戦争終結にちなんで書かれた『オーストリアと平和』(56年)ならびに『将来の平和の基礎と課題』(同年)、「セルビアからの報告」(57年)、「国家学の立場から見たトルコ問題」(79年)、「日本の国債」(80年)、「東アジアの領事裁判権問題」(84年)、「中国の陸軍と海軍の組織化」(85年)等々、国際関係を扱った論文も晩年にいたるまでたくさん書かれている。これ以外にも、アウグスブルクの『一般新聞』に43年6月から89年12月までに930点の記事を書き⁽¹³⁾、そこでも西ヨーロッパとスカンジナビアからさらに東へ、ロシア、セルビア、ボスニア、トルコ、中国、そして周知のように日本にまで言及している⁽¹⁴⁾。

陸奥宗光に講じた外交行政理論は、シュタインの国家学体系において、したがってまた、その中心を占めている国内行政との関係において、どのように位置づけられ考えられているのであろうか。

第2節 国家学と国際関係論

シュタインの国際関係論に正面から取り組んだ研究書がすでにドイツで発行されている。リヒターの学位論文『ローレンツ・フォン・シュタインにおける国際法、外交政策、国際行政(Völkerrecht, Außenpolitik und internationalen Verwaltung bei Lorenz von Stein, Kiel 1793)』がそれである。リヒターはここで、国際関係の基本構造、国際法、国際行政、諸国家体制、戦争、ヨーロッパと非ヨーロッパなどについて、シュタインの初期から晩年にいたるまでの諸著作をもとにシュタインの思想を再構成し、またシュタインの先行者からの影響ならびに後世への影響まで、幅広く論じている。リヒターはとくにヘーゲルの国際関係理論のシュタインへの影響をしばしば繰り返し強調している。そのなかで、現在的な意義とも関わることとしてとくに関心をひかれるのが国際行政論であり、連邦国家(Bundesstaat)と国家連合(Staatenbund)、ならびに国際機関としての関税同盟、万国郵便連合、ドナウ委員会、労働者協議会、赤十字、人口政策(旅券や移民を含む)、公衆衛生、警察、教育、経済行政(保護関税と自由貿易等)、交通、保安、通貨、課税制度、鉄道、通信など、国際的に営まれる行政の諸問題を挙げて、シュタイン理論のこれらの事項解明への寄与の有無を検討し、示唆的なものも含めてこれを肯定している。そして、シュタインは「国際行政という実体的な概念の発見者」⁽¹⁵⁾であった、と結論づけている。われわれはシュタイン後期の行政理論をまだ考察していないが、シュタインの行政学にリヒターが指摘するような国際関係論を見出すことができるならば、われわれの疑念は晴れるであろう。だが、そのことを前期シュタインの諸著作で確認できないかがわれわれの課題である。

キール大学で学んだシュタインは、とりわけ1830年のフランスの7月革命以来活発になったナショナル・リベラルの運動の刺戟を受け、法学部教授ファルクからシュレスヴィヒ・ホルシュタイン法や歴史法学的手法を学び、また、歴史学教授ダールマンやドロイゼンからは解放思想史を学んだ⁽¹⁶⁾。そして、彼らの指導のもとで展開されたシュレスヴィヒ・ホルシュタイン独立運動にシュタインはみずから積極的に関わった。その際、シュタインはこれらの恩師や運動の仲間たち、さらには一般民衆と異なり、この運動を一貫して、たんなるナショナリズムの運動としてではなく、ヨーロッパ全体の問題として捉え、臨時政府指導者だけでなく、プロイセンやドイツ連邦諸国、そしてフランスの民衆にもそれを強く訴えかけた。シュタインのこうした考えはどこから生まれたのであろうか。その答えは2つ考えられる。ひとつは、彼の比較法学の研究であり、もうひとつは、社会主義と共産主義という思想の普及となって現象した、新しい〈社会〉の動きへの注目である。

比較法学は、学位論文以来のシュタインの基本視角を形成していたが、それは彼の場合、普遍的理性の意志としての法は諸民族において自己発展するというヘーゲル的な考えに基づくものであった。同時に別の言い方をすれば、ファルクが言うように法は理性に基づく必然的なものであるべきだとしても、それは諸民族の精神と生活のなかで生きているという歴史法学的な考えに基づくものでもあった⁽¹⁷⁾。比較法学を実地に学ぶためにフランスへ留学したシュタインは、ヘーゲルによって学問的に明確に提示された〈市民社会と国家〉という枠組を、別の視点から考察する機会に恵まれた。

それが、社会主義と共産主義との出会いであり、またそれらを産み出す新たな〈社会〉の把握であった。

ヘーゲルの市民社会像はイギリスにそのモデルを見ていたが、シュタインがフランスで見た〈社会〉は、ヘーゲルの言う「欲求の体系」とは別のものであった。すなわち、ヘーゲルの「欲求の体系」としての市民社会は自由の実現の場であるが、シュタインの〈社会〉は平等原理の実現の場である。ドロイゼンの解放戦争論はすべての国家変革を自由の歴史と位置づけるとともに、その背景に「社会」の動きを見るものであるが、この「社会」がヘーゲル的かシュタイン的かのどちらを意味するかは明確ではない。しかし、少なくともシュタインがドロイゼンから解放戦争史を学んだ際にそこに読み込んだものは、平等原理の実現の場としての〈社会〉であった。というのも、シュタインは42年著作『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』で、フランスの現代史を「平等原理の発展」の歴史として捉えているからである。このような見方は、もちろん、サン・シモンやフーリエの社会主義、バブーフやカベ、平等主義の労働者派らの共産主義から学んだものであるが、同時に、ルソーの平等理論とギゾーの文明論からの影響も考えられる⁽¹⁸⁾。さらにそこに、カントとフィヒテから学んだ人格概念が加わる⁽¹⁹⁾。「普遍的な財貨を平等に占有する権利がすべての人格にある」⁽²⁰⁾という信仰が闘争を支えている、とシュタインは言う。シュタインにとって普遍的な財貨とは文明を意味するから、平等原理の発展史は文明史にはかならない。そして、文明から疎外されているのがプロレタリアートである。プロレタリアートはまさしく「文明の現代史全体の産物」⁽²¹⁾であり、プロレタリアートの本質を解明することは現代史の使命である。そしてこれはたんにフランスだけの問題ではけっしてなく、ゲルマン的ヨーロッパ全体の問題である、とシュタインは強調する。「フランスの生活のこの社会的な方向が歴史そのものに基づく真実の方向であるとすれば、たとえ遠い将来のこととはいえ、それは同じようにわれわれの生活にもあるはずである」、なぜならば、「ゲルマン世界の大きな種族にはみな同じ生活要因がある」からである⁽²²⁾。

ところで、ここで言う「ゲルマン世界」とは、ドイツのみを指すわけではない。シュタインは、デンマーク法史に関する書評でドイツとゲルマンを区別しているし、ギゾーを「フランスの本質がゲルマンにその起源を有することを自覚せしめた最初のひと」と讃えているように、彼のゲルマンはヨーロッパ全体を指す。ただし、そこにロシアとトルコは含まれない。「プロレタリアートはゲルマン諸民族にしか存在しない」とシュタインは言い、ロシアもトルコもそれを知らないし、アジアやアフリカ、南アメリカもプロレタリアートを知らない⁽²³⁾と書いているからである。「ゲルマン的・キリスト教的時代」⁽²⁴⁾という表現もあり、自由の実現過程としてアジアとギリシア・ローマとキリスト教ゲルマンの3つに世界史を区分したヘーゲルの歴史哲学が想起されるが、シュタインが言うゲルマン世界には、近代ヨーロッパ産業文明諸国が強く意識されている。

1850年の論文「ロシア展望」でシュタインは、「ロシアは政治的威力ではなく社会的威力である」と書く。ロシアは全ヨーロッパで最貧国であり⁽²⁵⁾、ロシア以外のヨーロッパがひとつの国をなしていればロシアは話題にも上らないが、現実にはヨーロッパがばらばらの国に分裂しているから、ロシアはひとつの脅威として現れる⁽²⁶⁾。それは、自由な国制を求めて努力しているヨーロッパ諸勢力

にとって、内部の古い封建勢力と同盟を結んだ絶対主義の代表として立ち現れて来るからである。したがっていまや、「自由社会がその財貨生活をたずさえて、ロシア国境を越える権利と機会を得るか、あるいはゲルマン・ヨーロッパが減びるかという熾烈な戦い⁽²⁷⁾のうちにある。このようにシュタインは述べているが、この発想は、マルクスにも見られたヨーロッパ「文明」の植民地主義的発想であると言わざるをえない。シュタインのゲルマン主義は、このようにドイツの枠をも越えるヨーロッパ世界全体におよぶものであり、前述のように、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題も、ダーマンやファルクらとちがってシュタインにとってはたんに両公国のデンマーク王国連合からの独立を意味するものではなく、デンマークをも含めたスカンジナビア同盟と連繫した全ヨーロッパ同盟の確立の問題であった。だが、同盟して何から何を守ろうとするのか。それは、非文明国ロシアの脅威から自由主義文明国を守るためにほかならない。だからこそ、シュタインがシュレスヴィヒ・ホルシュタイン臨時政府派遣員としてパリで活動していたときに書いたパンフレットで、「われわれはドイツ人であり、ドイツ人であることに誇りをもっている」と書き、国民の自由を戦い取ったフランス民衆に賛同を求めるつもりで、じっさいには彼らの感情を逆撫でしていても、それに気づかずにいられたのである。

革命は敗北し、大学から追放され、みずからのヨーロッパ同盟構想もプロイセンによってあえなくつぶされたシュタインがたどりついたオーストリアの首都ウィーンは、しかし、シュタインを魅らせた。ハプスブルク家はすでに末期に入っていたが、前世紀には、スペイン、ポルトガル、ブルゴーニュ、ブラウンシュヴァイク、ナポリ、フランス、バイエルン、ブラジル、メキシコ、ザクセン、パルマにまで、武力によらず婚姻関係をもとにその支配権をおよぼした、まさに国際的な大帝国の首都であった。クロアチア、セルビアを経てトルコから地中海諸国との交流も盛んで、1867年以後はハンガリーとの二重帝国ともなった。1873年には万国博覧会が開かれ、大勢の外国人がウィーンを訪れた。シュタイン個人について言えば、その後日本との活発な交流がおこなわれもした。64年2月にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン戦争が再燃したとき、元同僚のフォルヒハマーに宛てて書いた、「プロイセンはシュレスヴィヒ・ホルシュタインをプロイセンに結びつけることができるにすぎず、ドイツ連邦諸国はそれをドイツに結びつけることができるにすぎません。オーストリアだけが、シュレスヴィヒ・ホルシュタインをヨーロッパに結びつけることができるのです」⁽²⁸⁾ということばは、たんにシュタインの希望にすぎないのではなく、実感であったと思われる。

『アルゲマイネ・リテラトゥーラ・ツァイトゥング』1845年1月号掲載のシュタインによる、ヘフター『現代のヨーロッパ国際法』の書評記事に、「ナポレオン戦争以来、ヨーロッパの諸国家と諸民族の関係はほとんどあらゆる点で変わった。諸民族間の交通が毎日成長するものとなった。戦争の可能性が日増しに背後に退き、諸国家が触れ合い、市民があらゆる面で国境を越えた。商業や大規模産業が利害を融合させ、多くの国からの多くの個人を結びつけて、大きく枝を広げた社会を形成した」⁽²⁹⁾という文章が見られるが、その後、戦争の脅威は衰えなかったとしても、諸国家、諸民族の交流は19世紀後半になってますます活発になったことは事実であり、そうであるからこそいっそう国際法の必要性も増していた。法学徒として学究生活をはじめたシュタインではあるが、比較法

学から〈社会〉との出会い、その分析と考察、そして戦争を介しての国際政治への実践的な取り組みとその挫折を経てたどりついたウィーンのシュタインが取り組んだのは、国内行政理論とともに、いまや国際〈法〉ではなく、リヒターが言うように国際〈行政〉理論の確立であったにちがいない。それがじっさいに試みられたか否か、それが成功したか否かについての検討は、われわれの今後の課題とせざるをえない⁽³⁰⁾。いずれにせよ、21世紀のわれわれにとって、行政理論はたんに国内行政にとどまらず、国際行政をも包括するものでなければ、もはや有効に機能しえないことは明らかである。とりわけ環境問題では、いまや人間の生存に直接関わるだけに、自国だけ安全であれば良いというわけには行かない。

第3節 国家学と自治理論

つぎに、福祉国家ないし社会国家の先駆者としてのシュタイン像について考察したい。

現在の社会国家ないし福祉国家の原型的思想としてシュタインの国家学に注目する研究が1970年代以降ドイツで盛んになった。日本でも木村周市朗氏により優れた研究書が著された。氏はそこで、「現代『福祉国家』を、近代的な私的自治の原理のもとで、なおかつ——資本主義の発達とともに——徐々にではあれ進行せざるをえなかった国家政策的干渉の累積的進展史の、二十世紀の到達点ととらえるならば、福祉国家思想史は、私的自治のもとでの制度的国家干渉を不可欠視させる各種『社会問題』にかんする認識を含んだ、私的自治と国家干渉との相互連関にかかわる認識の発達史ととらえることができるであろう」⁽³¹⁾と述べ、とくにモールとシュタインに関して、「モールとシュタインの近代的干渉主義を成立させていたものは、人間の『自由』と『人格性』の開展という普遍的理念あるいは近代主義的当為であり、かれらにとっては、本来『法治国家』の形式性は、近代社会に固有の公民的法形成原理という強い実質内容的規範性によって律せられたものであったことが、あらためて思い起こされねばならない」⁽³²⁾と指摘している。福祉国家・社会国家の実現が日本でも強く求められているが、私的自治への国家干渉の問題は、リベラリズムとリバータリアリズムの問題も含め、検討すべき重要な課題である。

いま後者の倫理学問題についての議論は控えることにして、シュタインの国家学に限定して言えば、シュタインにおいてどれだけ「私的自治」が確保されていたかが問題である。たしかに、木村氏の指摘にあるように、シュタインの国家学の原理は人格態の自由な自己規定・自己展開にあったわけであるから、私的自治は当然前提とされていなければならない。だが、自由な人格態は、まずは個別的人格態として、人格的所有を自己実現の契機とすることから人格態相互の対立が生じ、さらにそこからみずからの人格態を実現できない階級が現存することとなっていわゆる〈社会〉問題が生じる、そしてこの問題は、利害関係を超越した普遍的な人格態としての国家によってのみ解決可能である——これがシュタインの国家論の概要であった。少なくとも1850年の『1789年から現在までのフランスの社会運動の歴史』では、社会と国家は対立するものであるから、そこでは自治

が期待されていない。シュタインの国家学は、フィヒテの国家理論、すなわち、現実の国家の理性的な国家への改革は「国家活動を通して上から遂げられる」⁽³³⁾という考えの影響下にある、と言われる⁽³⁴⁾ように、シュタイン国家学に「自治(Selbstverwaltung)」が位置づけられているとしても、それは日本の自治省(現・総務省)に該当するものであり、要するに国家による自治体の管理機構にすぎない。だが、現今、自治のない統治など不可能であろう。それは、たんに行政としての自治体を意味するだけではなく、NGOその他各種の自主的な民間諸団体を含むものである。憲政と行政が確立していれば良いというわけには行かない。⁽³⁵⁾

ヘーゲルの「国家学」では、たしかに国家機構の担い手はもっぱら官僚であるが、国家を実質的に担っているのは、「中間団体」と呼ばれる職業団体(コルポラツィオン)や地方自治体(ゲマインデ)等である⁽³⁶⁾。ヘーゲルの職業団体は、労働を媒介とした自治組織である。ヘーゲルは、営業の自由によって独占が生じ貧富の差が激化したイギリスを反面教師と見て、職業団体の再組織化を図り、また、そこを諸個人の自己形成の場、「特殊的なものを普遍的なものに直接根づかせる」⁽³⁷⁾場として位置づけると同時に、国家を職業団体の連合として考えた⁽³⁸⁾。こうした「中間団体」が、シュタインの国家理論には欠けている。シュタイン『国家学体系』にも各種団体が登場するし、労働者アソシアションもあった。だが、それらが母体となって国家を形成するという発想は彼にはない。

時代は下るが、ハンナ・アーレントは、人間の生きた活動として労働と制作と行為の3つを挙げ、事物の混入なしに人間の多様な条件に応じる唯一の活動としての行為を最重要視している⁽³⁹⁾。人間の生命に意義と根拠を与えるのは、労働ではなく行為であるとし(アーレントにとって行為とは政治的行為を指す)、その実現の場を国家に求める——その意味でアーレントも国家論者である——。その際、社会的なものとは政治的のものは厳密に区別され、社会的なものが私的感覚(sensus privatus)から成り立っているのに対して、政治的のものは共通感覚(sensus communis)つまり共同体感覚から成り立っていると言う⁽⁴⁰⁾。したがって、政治的行為とは、具体的には、演説したり討論したりすることを意味し、それが共通感覚に基づくというのは、言論はひとりではおこなえないからである。演説や討論にとって相互コミュニケーション行為は不可欠である。

こういったアーレントの主張を参考にして言えば、国家の中樞は国会にあり、そこではコミュニケーション行為と政治的自由が何よりも尊重されなければならない。国会は個人的ないし特定諸団体の私的利益の追求の場であってはならない。政治は私的感覚ではなく共同体感覚に基づいて成り立つべきものであるからである。市民社会は、欲求の体系として、諸個人の私的利益が相互に闘争し合う場であろう。だが、そこから選出される議員は、国会において普遍的な出来事について討議し審議するのだからなければならない。だが、それができるようになるためには、職業団体や自治体といった「中間団体」における自己形成＝自律のための日常の活動が必要不可欠である。シュタインの国家学の今後の発展に求められることは、「私的自治への国家干渉」と受け取られかねない「絶対的人格態」としての国家ではなく、各種の自治組織がみずから普遍的な問題を解決することができるような国家体制の確立である。それは、前節で述べたように、国内だけでなく、国際的にも通用するものでなければならない⁽⁴¹⁾。その結果、国家なるものが不要になることも視野に入れた国家学

の構築が求められるかもしれない。それはおそらくシュタインの国家学の範囲をおおしく逸脱することになるであろう。だが逆にまた、そうした国家学構想を抽象論に終わらせないために、われわれは、徹底して「労働する国家」としての行政国家の確立をめざしたシュタインから、さらに多くのことを学ばなければならない。(国際行政が必要だと言っても、国内行政が確立されていなければおそらく実現できないであろう。)

今後明らかにしたいこととして、シュタインの行政理論のなかで大きな位置を占める教育行政理論がある。自治と教育との関係の問題は、国家学にとっても自治理論にとっても、避けて通れぬ難関である。上述の「中間団体」の意義も、広義の教育に関わる問題である。教育はErziehung〔能力を引き出す〕であると同時にBildung〔自己形成〕であり、そこに広義の労働の意義を見出す点で、シュタインはヘーゲルの直弟子である。だが、シュタインは労働を人格態の自己実現過程と位置づけつつ、国家がいかにしてそれを組織化するかという問題へ向かったが⁽⁴²⁾、それに対して、ヘーゲルは労働をまずは自己形成過程とし、さらにそれを〈協働〉としてのみ成就しうるものと位置づけて、そこに自治組織である職業団体の役割を見出した、という重要なちがいがあがる。

自治の確立と自治体相互の関係、そこでの国家ないし行政の役割、さらに国家間すなわち国際関係のあり方等々、解決すべき課題は前途に果てしなくある。これらすべてを後期シュタインの研究に期待することは無理な要求であることは明らかであるが、前期シュタインの思想の研究をもとにして、さらに考察をつづけて行きたい。

【註】

- 1 加藤尚武『ヘーゲルの「法」哲学』青土社、1993年(初出『現代思想』1991年)、26ページ。加藤氏のこのような見方とは別に、ヘーゲルのこの副題には「古典政治学と近代自然法に対する対決」が表されているとするリーデルのような見方もある(リーデル『ヘーゲル法哲学』清水正徳・山本道雄訳、福村出版、1976年、79ページ以下)。
- 2 Naturrecht und Staatswissenschaftという科目名の講義をヘーゲルは、ハイデルベルク大学で1817年冬学期で初めておこない、ベルリン大学に移った18年の冬学期にもこれを繰り返している。これに「法＝権利の哲学」という名称を加えたのは、1819年冬学期以後である。
- 3 ただし、ヘーゲルはすでに1802年に「自然法の学的扱い方、実践哲学上のその位置、ならびに実定法学との関係」という論文を書いて、ホプズ以降のいわゆる自然法思想に関するカントとフィヒテの扱い方について詳細に論じている。
- 4 イェリネクは、StaatswissenschaftをStaatskundeとStaatslehreとに初めて分けたのはシュレーツァー(*Allgemeines Staatsrecht und Staatsverfassungslehre*, Göttingen 1793)であり、現実の国家形成過程を認識する国家の生理学を要求したのはシュライエルマッハー(*Die Lehre vom Staat, aus Schleiermacher's handschriften Nachlasse und nachgeschriebenen Vorlesungen*, hrsg. von Chr. A. Brandis, Berlin 1845)であった、と書いている(『一般国家学』芦部信喜ほか訳、第2版、学陽書房、1976年、52ページ)。
- 5 栗城壽夫「ドイツの大学における法律学科目の講義の歴史——Vorlesungsverzeichnisにもとづいて」大阪市立大学法学会『法学雑誌』第21巻第3号、第4号、第22巻第1号、1975年。
- 6 ベーアには*System der angewandten allgemeinen Staatslehre oder der Staatskunst (Politik)*, 3 Bde.,

- Frankfurt am Main 1810や*Neuer Abriss der Staatswissenschaftslehre zum Gebrauche für Vorlesungen nebst einem Versuche des Grundrisses einer Constitution für Monarchien*, Bamberg u. Würzburg 1816などの著書がある。いずれも一橋大学古典史料センター所蔵。
- 7 Die Lage der staatswissenschaftlichen Studien und Vortrage auf den deutschen Universitäten, in: *Akademische Monatsschrift. Centralorgan für die Gesamtinteressen deutscher Universitäten*, 4.Jg., 1852, S.530-542.
 - 8 「いままではラフィットとシュタイン」と書いてある。この年の6月、2人は大学を追放された。このレポートはみずからの就職先探しのために書かれたように読める。
 - 9 拙論「ローレンツ・シュタインの国家観—『国家学体系』まで」『東洋大学紀要教養課程篇』第32号、1993年、参照。
 - 10 原文は英語によるノートであり、瀧井一博氏によって編集・翻刻されてドイツで出版されたほか、『シュタイン国家学ノート』と題する邦訳版(信山社、2005年)も公刊されている。
 - 11 『外人の観たる我が國體—埃國スタイン博士の國法學』偕行社編纂部、1934年。
 - 12 拙論「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題と三月革命」的場昭弘・高草木光一編『一八四八年革命の射程』(御茶の水書房、1998年)所収、参照。
 - 13 Vgl. Bodo Richter, Lorenz von Stein über die deutsche Einheit und die internationalen Aspekte des Schleswig-Holstein-Problems (1843-1890), in: *Zeitschrift der Gesellschaft für Schleswig-Holsteinische Geschichte*, Bd.95, 1970, S.9-48.
 - 14 日本から60名におよぶ政治家や学者等がシュタインを訪問し講義を聴いたことやそれに伴う金銭関係といった受動的態度にとどまらず、シュタイン自身が積極的に日本に関心を抱き、日本にみずからの学説実現の場を見出していたことについては、瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』(ミネルヴァ書房、1999年)に詳しい。
 - 15 Bodo Richter, *Völkerrecht, Außenpolitik und internationalen Verwaltung bei Lorenz von Stein*, a.a.O., S.236.さらに古くはArthur Nussbaum, Lorenz von Stein on international law and international administration, in: *Festschrift Hans Lewald*, Basel 1953がある。ここでヌスパウムは、シュタインが伝統的な国際法を、シュタイン独自の比較法学に基づいて、平和や安全保障、条約等を扱うほんらいの国際法と、諸国の立法上の問題を扱う国際行政法に分けたとし、各国間の公的な取り決め(ドナウ委員会や国際郵便等)と私的な取り決め(赤十字や医学委員会等)にわたって詳細に検討していると指摘している。
 - 16 拙論「キール大学法学部とシュタイン(下)」『東洋大学紀要教養課程篇』第39号、2000年、参照。
 - 17 同上参照。
 - 18 拙論「前期シュタインの社会思想研究1 ギゾー」『東洋大学社会学部紀要』第39の2号、2002年、および「前期シュタインの社会思想研究3 ルソー」同前第41の2号、2004年、参照。
 - 19 拙論「前期シュタインの社会思想研究5 カント、フィヒテ、ヘーゲル」同前第43の1号、2005年、参照。
 - 20 L.Stein, *Der Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs. Ein Baitrag zur Zeitgeschichte*, Leipzig 1842, S.22.邦訳37ページ。
 - 21 *ibid.*, S.12.邦訳24ページ。
 - 22 *ibid.*, S.IV.邦訳4ページ。
 - 23 *ibid.*, S.13.邦訳26ページ。
 - 24 *ibid.*, S.12.邦訳24ページ。
 - 25 L.Stein, Ein Blick auf Rußland, in: *Deutsche Vierteljahrsschrift*, 1850, Heft 4, S.67.
 - 26 *ibid.*, S.68.
 - 27 *ibid.*, S.69.
 - 28 前掲拙論「シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題と三月革命」参照。
 - 29 *Allgemeine Literatur-Zeitung*, 1845, Num.18, S.140.
 - 30 「国際行政」については、シュタインの1850年著作の序論『社会の概念の運動法則』(みすず書房、1949年)の訳者である蛭山政道氏が、すでに1928年に『国際政治と国際行政』(巖松堂書店)を公刊している。国際行政理論は、しかし、国際連盟や国際連合の組織化の問題を含みつつ、第2次世界大戦後の国際政治の流れに応じて、しだいに国際政治学にとって代わられた。だが、日常生活隅々に物資から情報まであらゆるものが外国から入り込んでいる現在、国際権力構造の解明をはかる政治学では対処しきれない問題が山積しており、国際行政理論の再構築が求められている。
 - 31 木村周市朗『ドイツ福祉国家思想史』未来社、2000年、14ページ。

- 32 同右、498ページ。
- 33 出口勇蔵、フィヒテ『封鎖商業国家論』解説、日本評論社、1949年、233ページ。
- 34 筒井清忠「ローレンツ・フォン・シュタインの社会学思想（後半部）」『無名鬼』第15号、1971年、40ページ。
- 35 東京都は最近、NPOその他の市民活動に関わる担当部局を、都民協働部市民活動推進課から都民生活部管理法人課に変更したが、行政における自治の内実がどのようなものであるかはこの名称変更から推測しうる。日本独自と言われる徹底したハンセン病者隔離政策も、自治のもつ問題を統治機構が誤解した権利乱用の見本と言える。
- 36 高柳良治氏は、ホップズヤルソーと異なり、ヘーゲルの場合、個人と国家主権との間の中間団体としての職業団体、地方自治団体、身分団体等の役割が非常に大きいと指摘している（『ヘーゲル社会理論の射程』御茶の水書房、2000年、101ページ以下）。
- 37 Hegel, *Grundlinien der Rechtsphilosophie*, a.a.O., SS 289.
- 38 「ヘーゲルの考える統合された国家とは、市民社会の相争う諸利害のなかから、国家へ通じる統合が現れるように、もろもろの職業団体やその他の諸団体が共同して相互に規制し合うような、多元的機構である」（Schlomo Avineri, *Hegel's theory of the modern state*, London 1971, p.167）とするアヴィネリの解釈は妥当であると筆者は考える。
- 39 アーレント『人間の条件(*The human condition*, Chicago 1958)』参照。
- 40 アーレント『カント政治哲学についての講義(*Lectures on Kant's political philosophy*, Chicago 1982)』浜田義文監訳、法政大学出版社、1987年、111ページほか参照。
- 41 城山英明氏によれば、国際行政では各国の事情がきわめて多様であるため、「階級制組織よりも委員会制度（各国職員の直接的接触の場）の役割が相対的に大きくなる」という（『国際行政の構造』東京大学出版会、1997年、2ページ）。これは政府機関に関して言われているが、民間諸団体の場合はなおさらのことである。
- 42 拙論「ローレンツ・シュタインの労働概念」『東洋大学紀要教養課程篇』第33号、1994年、参照。

- ・本稿は、2004～2005年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（C）の助成を受けた研究の成果の一部である。
- ・本稿執筆に際し、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館所蔵「ローレンツ・フォン・シュタイン遺稿」ならびに「シュタイン旧蔵図書」を利用した。記して感謝したい。

【Abstract】

Zur Theorie über die internationale Beziehungen und die Selbstverwaltung in der Staatswissenschaft Steins

Takayuki SHIBATA

In der Staatswissenschaft Lorenz von Steins (1815-90) kann man kein Kapitel von der internationalen Beziehungen finden, trotzdem Stein immer daran interessiert war. Wo behandelt Stein die Außenpolitik?

Der Verwaltungsstaat als Sozial- oder Wohlfahrtsstaat hat die Möglichkeit der Staatsintervention in die Privatautonomie. Wie behandelt Stein die Selbstverwaltung?

Wir stellen hier diese zwei Fragen. Das ist eine Schwäche der Staatswissenschaft Steins, meine ich.

* * *

Bei der Verfassung dieser Abhandlung habe ich den Nachlaß und die Bücher Steins in der Schleswig-Holsteinischen Landesbibliothek zu Kiel benutzt. Der Landesbibliothek danke ich sehr.